

# 告 示

## 埼玉県告示第五百二十一号

埼玉県議会令和元年九月定例会において議決された令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年十月四日

埼玉県知事 大野 元裕

令和元年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

令和元年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度埼玉県一般会計予算」の名称を「令和元年度埼玉県一般会計予算」とする。

2 令和元年度埼玉県一般会計予算中の平成31年度以降の元号による表示を「令和」に読み替えるものとする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,205,507千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,890,665,507千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		157,477,816	2,205,507	159,683,323
	3 委託金	5,838,073	2,205,507	8,043,580
歳入合計		1,888,460,000	2,205,507	1,890,665,507

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		95,601,145	2,205,507	97,806,652
	7 選挙費	6,576,587	2,205,507	8,782,094
歳出合計		1,888,460,000	2,205,507	1,890,665,507